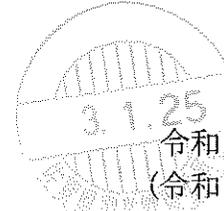


(その1)

収 支 報 告 書



2 年分
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称 ふじわやまし こうえん かい
せいりし による 古川康 後援会

2 主たる事務所の所在地
唐津市 東城内 12番1号

3 代表者の氏名
小林 哲

4 会計責任者の氏名
中江 章

事務担当者の氏名
中江 章

(電話) 0955 (73) 5581

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分

政 党

政 党 の 支 部

政 治 資 金 団 体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から

年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から

年 月 日まで

備考 1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。

2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合のみ記載すること。

3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。

4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合のみ「✓」を記入すること。

5. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合のみ記載すること。

6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額 A			十億		百万		千		円
					/	0	3	3	0 0 6
(前年からの繰越額)						6	2	6	4 2 7
(本年の収入額)						4	0	6	5 7 9
支 出 総 額 B						2	3	9	5 6 5
翌年への繰越額 A-B						7	9	3	4 4 1

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額			十億		百万		千		円
員 数									

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額					備 考
	十億	百万	千	円		
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)						
(イ) 法人その他の団体からの寄附						
(ウ) 政治団体からの寄附			4 0 6	5 7 3		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)			4 0 6	5 7 3		
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]						
イ 政 党 匿 名 寄 附						
合 計 (ア + イ)			4 0 6	5 7 3		

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円				
九州北部新理工政治連盟			373	573	R2.7.30	福岡県福岡市博多区駅南 1-13-21	上村学憲	
九州北部新理工政治連盟			330	000	R2.12.25	福岡県福岡市博多区駅南 1-13-21	上村学憲	
この頁の小計			406	573				
その他の寄附								
合 計			406	573				

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社 (法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。) であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「☉ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目		金 額								備 考	
		十億	百万	千	円						
1	経常経費										
(1)	人件費										
(2)	光熱水費										
(3)	備品・消耗品費										
(4)	事務所費										
	小計										
2	政治活動費										
(1)	組織活動費					2	3	9	5	6	5
(2)	選挙関係費										
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費										
ア	機関紙誌の発行事業費										
イ	宣伝事業費										
ウ	政治資金パーティー開催事業費										
エ	その他の事業費										
(4)	調査研究費										
(5)	寄附・交付金										
(6)	その他の経費										
	小計					2	3	9	5	6	5
	合計					2	3	9	5	6	5

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 組織活動費、 ()					
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千	円					
会場利用料他			5	0	0	R2.2.9	長崎荘	唐津市西城内6-36	
大会参加費他			2	0	0	R2.2.26	平成研究会セミナー事務局	東京都千代田区糸田町1-11-32-3	
振込料				6	6	R2.2.26	福岡銀行唐津支店	唐津市大名小路310-36	
会場利用料他			1	8	6	R2.8.29	唐津三ーサイドホム	唐津市末唐津4-182	
会場利用料他			1	7	5	R2.9.5	大正屋	嬉野町下宿22276-1	
会場利用料他			1	0	0	R2.11.13	長崎荘	唐津市西城内6-36	
この頁の小計			2	3	9				
その他の支出									
合 計			2	3	9				

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 1 月 25 日

政治団体の名称 税理士による辻川康 後援会

会計責任者の氏名 中江 章 

代表者の氏名 _____ 
(解散の場合のみ)

(備考)

- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。